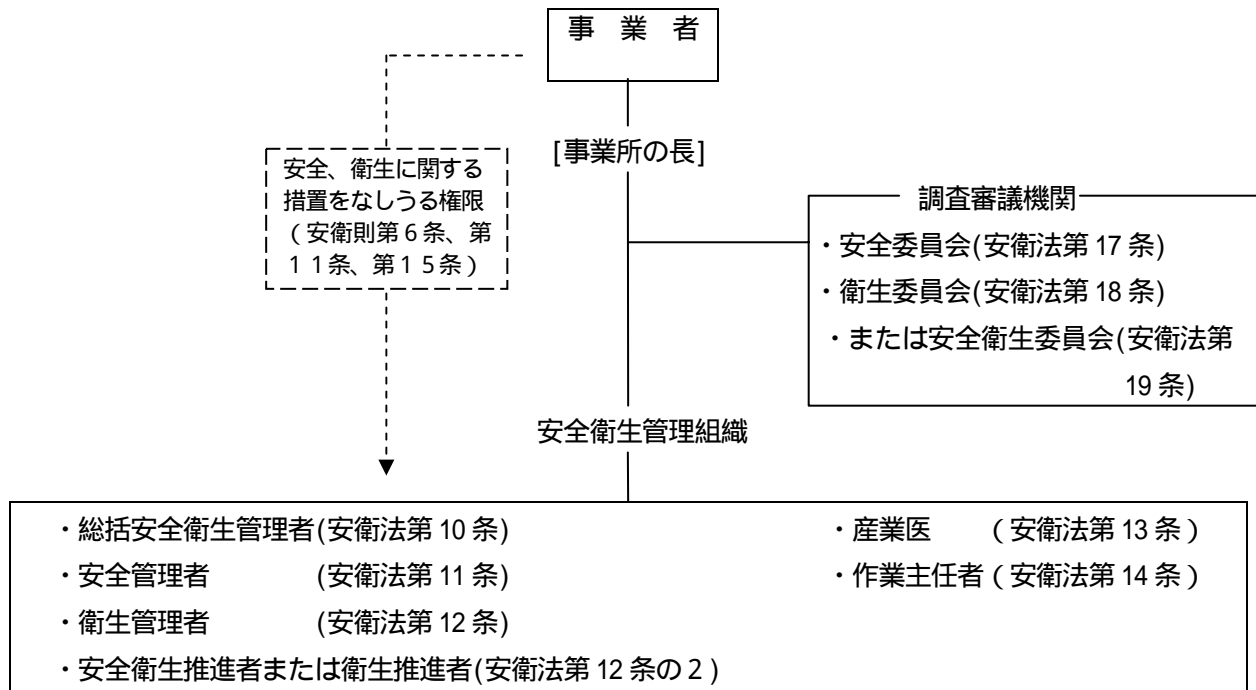


安全衛生管理体制

労働災害を防止し、快適な職場環境をつくるためには、まず、事業者と労働者とが協力して、事業場の安全衛生管理体制を確立しなければなりません。

安衛法第3章では、安全衛生管理組織と調査審議機関とからなる安全衛生管理体制を整備することを定めています。



1 安全衛生管理組織

事業者は、事業場の業種、規模に応じて、

{	総括安全衛生管理者	}	を	事由発生日から14日以内(安衛則第2条ほか)に選任し、遅滞なく労働基準監督機関に報告をしなければなりません。
	安全管理者			
	衛生管理者			
	安全衛生推進者または衛生推進者			
	産業医			

事業場規模については、「常時使用する労働者の数」で判断します。

「常時使用する労働者の数」とは、「日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数」のことです。(昭47.9.1基発602)

選任する必要がありますが、報告の必要はありません。また、選任したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければなりません。(安衛則第12条の4)

学校保健法第16条の規定によって任命又は委嘱された学校医で当学校において産業医の職務を行うとされた者については報告の必要はありません。(安衛則第13条第2項)

第10表 事業場規模別・業種別安全衛生管理組織の概要

業種 規模 (人)	安全管理者の選任を要する業種		その他の業種 (安全衛生施行令2条3号の業種)
	林業 建設業 運送業 清掃業	製造業(物の加工業を含む。), 電気業, ガス業, 熱供給業, 水道業, 通信業, 各種商品卸売業, 家具・建具・什器卸売業, 各種商品小売業, 家具・建具・什器小売業, 燃料小売業, 旅館業, ゴルフ場業, 自動車整備業, 機械修理業 (安全衛生施行令2条2号の業種)	
1000 ~	<pre> graph TD BO[事業者] -- 選任 --> GSHM[総括安全衛生管理者] GSHM --> SM[安全管理者] GSHM --> HM[衛生管理者] GSHM --> IY[産業医] </pre>	<pre> graph TD BO[事業者] -- 選任 --> GSHM[総括安全衛生管理者] GSHM --> SM[安全管理者] GSHM --> HM[衛生管理者] GSHM --> IY[産業医] </pre>	<pre> graph TD BO[事業者] -- 選任 --> GSHM[総括安全衛生管理者] GSHM --> HM[衛生管理者] GSHM --> IY[産業医] </pre>
300 ~ 999	<pre> graph TD BO[事業者] -- 選任 --> SM[安全管理者] BO -- 選任 --> HM[衛生管理者] BO -- 選任 --> IY[産業医] </pre>	<pre> graph TD BO[事業者] -- 選任 --> SM[安全管理者] BO -- 選任 --> HM[衛生管理者] BO -- 選任 --> IY[産業医] </pre>	<pre> graph TD BO[事業者] -- 選任 --> HM[衛生管理者] BO -- 選任 --> IY[産業医] </pre>
100 ~ 299	<pre> graph TD BO[事業者] -- 選任 --> SM[安全管理者] BO -- 選任 --> HM[衛生管理者] BO -- 選任 --> IY[産業医] </pre>	<pre> graph TD BO[事業者] -- 選任 --> SM[安全管理者] BO -- 選任 --> HM[衛生管理者] BO -- 選任 --> IY[産業医] </pre>	<pre> graph TD BO[事業者] -- 選任 --> HM[衛生管理者] BO -- 選任 --> IY[産業医] </pre>
50 ~ 99	<pre> graph TD BO[事業者] -- 選任 --> SM[安全管理者] BO -- 選任 --> HM[衛生管理者] BO -- 選任 --> IY[産業医] </pre>	<pre> graph TD BO[事業者] -- 選任 --> SM[安全管理者] BO -- 選任 --> HM[衛生管理者] BO -- 選任 --> IY[産業医] </pre>	<pre> graph TD BO[事業者] -- 選任 --> HM[衛生管理者] BO -- 選任 --> IY[産業医] </pre>
10 ~ 49	<pre> graph TD BO[事業者] -- 選任 --> SHP[安全衛生推進者] </pre> <p>(安衛法第12条の2)</p>	<pre> graph TD BO[事業者] -- 選任 --> SHP[安全衛生推進者] </pre>	<pre> graph TD BO[事業者] -- 選任 --> SHP[安全衛生推進者] </pre>
1 ~ 9	<pre> graph TD BO[事業者] </pre>	<pre> graph TD BO[事業者] </pre>	<pre> graph TD BO[事業者] </pre>

第 1 1 表 安全衛生管理組織

総括安全衛生管理者（安衛法第10条）	
選任基準	<p>次の規模の事業場ごと（安衛令第2条）</p> <p>(1) 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 100人以上</p> <p>(2) 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 300人以上</p> <p>(3) その他の業種（官公署等） 1,000人以上</p>
職務	<p>安全管理者、衛生管理者等の指揮及び次の業務の総括管理（安衛法第10条第1項）</p> <p>(1) 労働者の危険又は健康障害防止の措置</p> <p>(2) 労働者の安全衛生のための教育の実施</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置</p> <p>(4) 労働災害の原因調査・再発防止対策</p> <p>(5) その他労働災害を防止するために必要な業務で、労働省令で定めるもの</p>
資格	当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者（安衛法第10条第2項）

安全管理者（安衛法第11条）	
選任基準	安衛令第2条第1号又は第2号に掲げる業種の事業場(総括安全衛生管理者の選任基準の項(1)(2)参照)で常時使用する労働者が50人以上の事業場（安衛令第3条）
職務	<p>(1) 安衛法第10条第1項各号の業務（総括安全衛生管理者の職務の項参照）のうち、安全に係る技術的事項の管理（安衛法第11条第1項）</p> <p>(2) 作業場を巡視し、整備、作業方法等の危険防止の措置を講ずる（安衛令第6条第1項） 具体的事項（昭47.9.18 基発601の1） 危険がある場合の応急措置又は適当な防止措置 危険防止のための設備・器具の定期的点検整備 作業の安全についての教育・訓練 災害原因の調査・対策の検討 消防及び避難の訓練 安全に関する補助者の監督 資料作成・重要事項の記録 共同作業場における安全措置</p>
資格	<p>(1) 大学又は高専において理斗系統の正規の課程を修めて卒業した者で、3年以上の産業安全の実務経験者（安衛令第5条第1項）</p> <p>(2) 高校において理斗系統の正規の課程を修めて卒業した者で、5年以上の産業安全の実務経験者（安衛令第5条第2項）</p> <p>(3) 労働安全コンサルタント（安衛令第5条第3項）</p> <p>(4) (1)～(3)の他労働大臣が定める者（安衛法第5条第4項，昭47.10.2 労働省告示138号） 上記のうちいずれかに該当する者で当該事業場に専属の者。ただし、2人以上選任する場合に当該者の中に労働安全コンサルタントがいるときは、当該者のうち1人については、専属の者でなくてもよい（安衛令第4条第1項第2号）</p>

衛 生 管 理 者 (安衛法第12条)	
選 任 基 準	<p>常時使用する労働者が50人以上のすべての事業場(安衛令第4条)事業場の規模に応じて</p> <p>[50~200人] 1人 [201~500人] 2人 [501~1,000人] 3人</p> <p>[1,001~2,000人] 4人 [2,001~3,000人] 5人 [3,001人以上] 6人</p> <p>常時1,000人を超える労働者を使用する事業場においては、少なくとも1人を専任の衛生管理者とすること (安衛則第7条第1項第4号,第5号)</p>
職 務	<p>(1) 安衛法第10条第1項各号の業務(総合安全衛生管理者の職務の項を参照)のうち、衛生に係る技術的事項の管理 (安衛法第12条第1項)</p> <p>(2) 少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあれば、健康障害防止の措置を講ずる。 (安衛則第11条第1項)</p> <p>具体的事項(昭47.9.18 基発601の1)</p> <p>健康に異常のある者の発見及び処置</p> <p>作業環境の衛生上の調査</p> <p>作業条件、施設等の衛生上の改善</p> <p>労働衛生保護具、救急用具等の点検整備</p> <p>衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項</p> <p>労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び遅刻に関する統計の作成</p> <p>共同作業場における衛生措置</p> <p>衛生日誌等職務上の記録の整備</p>
資 格	<p>(1) 医師</p> <p>(2) 歯科医師</p> <p>(3) 労働衛生コンサルタント(安衛則第10条)</p> <p>(4) 保健体育、保健又は養護の教諭免許状を有する常勤の教員</p> <p>(5) 大学又は高専の保健体育の教授、助教授又は講師で常勤の者 } (衛生管理者規程第1条)</p> <p>(6) 第一種又は第二種衛生管理者免許所得者(安衛則第62条,安衛則別表第4)</p> <p>第一種免許が必要な業種 農林水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清浄業</p> <p>第二種免許が必要な業種 上記以外の業種</p> <p>(7) 保健師、薬剤師等(衛生管理者規程第2条)</p> <p>上記のうちいずれかに該当する者で当該事業場に専属の者。ただし、2人以上選任する場合に当該者の中に労働衛生コンサルタントがいるときは、当該者のうち1人については専属の者でなくてもよい。(安衛則第7条第1項第2号)</p>

安全衛生推進者・衛生推進者（安衛法第12条の2）	
選 任 基 準	<p>常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場で総括安全衛生管理者の選任基準の項(1)又は(2)の業種は安全衛生推進者を、それ以外の業種は衛生推進者を選任 (安衛則第12条の2)</p> <p>労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント その他労働大臣が定める者を選任する場合を除き、その事業場に専属の者を選任 (昭63.12.9 基発748, 安衛則第12条の3)</p>
職 務	<p>安衛法第10条第1項各号の業務（総括安全衛生管理者の項参照。ただし、技術的事項を管理する者を選任した場合は安衛法第25条の2第1項各号の措置に該当するものを除き、また衛生推進者にあつては衛生に係る業務に限る） (安衛法第12条の2)</p> <p>具体的事項(昭63.9.18 基発602)</p> <p>施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む）の点検及び使用状況の確認並びにこれらに基づく必要な措置</p> <p>作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらに基づく必要な措置</p> <p>健康診断及び健康保持等推進のための措置</p> <p>安全衛生教育</p> <p>異常な事態における応急措置</p> <p>労働災害の原因の調査及び再発防止対策</p> <p>安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・作業等の統計の作成</p> <p>関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等</p>
資 格	<p>労働大臣が認める者（安衛則第12条の3, 昭63.9.5 労働省告示80）</p> <p>大学又は高専を卒業した者等で、その後1年以上安全衛生の実務（衛生推進者にあつては、衛生の実務。以下同じ。）に従事した経験を有する者</p> <p>高校を卒業した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者</p> <p>5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者</p> <p>安全衛生推進者養成講習（衛生推進者にあつては衛生推進者養成講習）修了者 (昭63.12.9 基発749)</p> <p>労働省労働基準局長が から までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者</p> <p>例 安全管理者の資格（衛生推進者にあつては、衛生管理者の資格）を有する者</p> <p>労働安全コンサルタント</p> <p>労働衛生コンサルタント (昭63.12.9 基発748)</p>

産 業 医 (安衛法第13条)	
選 任 基 準	<p>常時使用する労働者数が50人以上すべての事業場 (安衛令第5条)</p> <p>1,000人以上の事業場では、当該事業場に専属の者 (安衛則第13条第1項第2号)</p> <p>3,000人を超える事業場において、2人以上選任すること (安衛則第13条第1項第3号)</p>
職 務	<p>次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするもの (安衛則第14条第1項, 3項)</p> <p>健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置</p> <p>作業環境の維持管理</p> <p>作業の管理</p> <p>から までに掲げるもののほか、労働者の健康管理</p> <p>健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持管理のための措置</p> <p>衛生教育</p> <p>労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置</p> <p>衛生管理者に対する指導・助言</p> <p>労働者の健康障害の防止に関する事業者又は総合安全衛生管理者に対する勧告</p>
資 格	<p>医師であって次の要件を備えたもの (安衛則第14条2項, 平8労働省告示80)</p> <p>労働大臣が定める研修を終了したもの</p> <p>この研修としては、日本医師会の産業医学基礎研修や産業医科大学の産業医学基本講座が該当します。</p> <p>労働衛生コンサルタント試験に合格したもの (試験区分が保健衛生であるもの)</p> <p>大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授又は講師 (常勤に限る) の職にあり又はあった者</p> <p>～ に掲げる者の他、労働大臣が定めるもの</p>

2 調査審議機関

労使が協力しあって当該事業場における安全衛生問題を調査審議するため、安衛法上、一定の規模及び業種の事業場について、安全委員会と衛生委員会の設置が義務づけられています。

設置義務のない事業者も、安全衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴く機会を設けるようにしなければなりません。(安衛則第23条の2)

第12表 調査審議機関

区分	安全委員会		衛生委員会
調査審議事項	(1) 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策 (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全に係るもの (3) その他安衛則第21条に定める労働者の危険の防止に関する重要事項 (安衛法第17条)		(1) 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策 (2) 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策 (3) 衛生に係るもの (4) その他安衛則第22条に定める労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項 (安衛法第18条)
設置基準	業種	林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業	全業種
	規模	常時50人以上 (安衛令第8条)	
構成員	(1) 総括安全衛生管理者または当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者若しくはこれに準ずる者(1名に限られる) (2) 安全管理者 (3) 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有する者 (上記いずれにも事業者の指名による) (安衛法第17条第2項)		(1) 総括安全衛生管理者または当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者若しくはこれに準ずる者(1名に限られる) (2) 衛生管理者 (3) 産業医 (4) 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有する者 (上記いずれも事業者の指名による) (安衛法第18条第2項)
	(2)(3)についてはそれぞれ1名以上選出しなければならない。 事業者は、上欄の(1)の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。(安衛法第17条第3項、第4項、第18条第4項)		
その他	会議… 毎月1回以上		記録の保存… 3年間(安衛則第23条)

(注) 事業者は、安全委員会及び衛生委員会を設置しなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができます。(安衛法第19条第1項)